

高速道路会社の経営努力による費用の縮減の認定方法の運用について

(目的)

- 1 高速道路会社の経営努力による費用の縮減をさらに助長し、また、高速道路会社の経営努力についてより合理的かつ客観的に判断するために、協定第13条第4項第2号(首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社との協定にあっては第14条第4項第2号。)について、以下の各項のとおり運用できるものとする。

(経営努力要件適合性の認定申請の時期について)

- 2 経営努力要件適合性の認定を受けるための申請時期について高速道路会社は、工事完了後の助成金交付申請時に限らず、費用の縮減の内容が「助成金交付における経営努力要件適合性の認定に関する運用指針(平成19年3月29日制定)」(以下、「運用指針」という。)に掲げる経営努力要件適合性の認定基準に適合することを証明できる段階で、経営努力要件適合性の認定申請書(別添様式1)により、申請を行うことができるものとする。

(例) ・ 地元設計協議完了後

- ・ 詳細設計完了後
- ・ 用地買収完了後
- ・ 土工、橋梁、トンネル、舗装、施設等各工事のしゅん功後
- ・ 本線供用後(残工事がある場合)

(経営努力要件適合性の認定について)

- 3 機構は、前項の申請を受けた場合は、運用指針第2条及び第3条により認定を行うものとする。

(費用の縮減額について)

- 4 高速道路会社は、第2項に基づく申請を行う場合には、その段階で算出した費用の縮減額を添えて申請するものとする。但し、費用の縮減額が確定していない場合については、建設中一般管理費及び建設中利息の縮減を除く額が確定した段階で機構に報告するものとする。なお、高速道路会社の経営努力による建設中一般管理費及び建設中利息の縮減額の申請については、次項の助成金交付申請に含まれる。

(助成金の交付について)

- 5 助成金の交付については、全ての工事が完了し、機構が引き受けることとなる債務の額が確定した段階で、協定第13条第2項(首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社との協定にあっては第14条第2項。)に基づく高速道路会社からの助成金交付申請を受け、協定第13条第4項(首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社との協定にあっては第14条第4項。)に基づき、高速道路会社に助成金を交付するものとする。

(用語について)

- 6 この運用において使用する用語であって、運用指針において使用する用語と同一のものは、この運用において別段の定めがない限り、運用指針と同一の意味で使用する。